

令和3年度愛知県海岸漂着物対策推進協議会議事録

1. 開催日時

令和4年2月21日（月） 午後1時30分から午後3時まで

2. 場 所

愛知県三の丸庁舎 8階 会議室 801

一部オンライン参加

3. 議 事

(1) 漂着ごみ組成調査の実施について

資料1-1及び資料1-2により愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の改定について説明した。

<質疑応答>

【千葉委員】

今回、素案として示されたが、スケジュールはどうなっているか。

マイクロプラスチックについて、対策を行うには、その前にモニタリングが必要である。調査の実施について計画に記載できるか。

海岸漂着物処理推進法第11条に、マイクロプラスチックに関する事業者の責務として規定されている。現行計画にも改定案にも記載がないが、記載してはどうか。

【事務局】

本日素案として示したものは、重点区域等の調査の状況や、前回の協議会の意見を踏まえ作成したものである。

今後、今回の協議会や、関係市町村の意見を聞きながら、次年度に案として協議会での議論を経て改定を行いたい。

マイクロプラスチック対策に向けた現況把握については、公定法がないことが課題と考えている。県環境調査センターで国立環境研究所と連携して、調査方法の検討を行っているところである。その状況を踏まえ、記載できる内容を考えていきたい。

事業者の責務については、肥料中のマイクロビーズや人工芝の流出防止対策等が想定されると考えている。その他にも新たに、4月にはプラスチックの生産から廃棄までを規定したプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチックの社会的ニーズ、社会構造が変化することが見込まれる。これらを踏まえ、記載を検討していきたい。

【青木委員】

検討会で検討を行い計画の改定になると思うが、次年度の協議会は今回と同様の時期に予定しているか。

マイクロプラスチックの調査は計画に入れていく可能性はあるか。

【事務局】

次年度の協議会の開催日程については、今回よりも早い時期で、何回か開催したいと考えている。

マイクロプラスチックに関する調査は、環境省からモニタリングマニュアルのようなものが示されれば具体的に調査について記載できる可能性があるが、現時点では方向性を記載するのにとどまるのではないかと考えている。

【青木委員】

重点区域に関して、資料1-2に、環境省の基本的な方針を踏まえ設定とあるが、愛知県が「あいちプラスチックごみ宣言」を行うとともに、マイクロプラスチック対策を施策に位置付けて力を入れていくということを踏まえ、愛知県の独自性は発揮できないか。

【事務局】

他県の海岸漂着物対策地域計画でも、マイクロプラスチックのモニタリング、実態把握に関する施策を詳細に記載しているものは多くはないのではないかと考えている。

プラスチックごみに関しては、ポイ捨て防止などの発生抑制を進めていくこととしている。

【青木座長】

他県にはない、独自性をもった取組も検討していただきたい。

【青木座長】

西浦地区の重点区域への追加に関しては、この協議会で了承が必要か。

【事務局】

重点区域の設定状況も含めた改定計画について、次回以降議論をお願いしたい。

【青木座長】

重点区域に追加するのにあたり、基準があったと思うが、西浦地区ではどうであったか。

【事務局】

海岸漂着物の集積状況、海岸清掃活動の実施状況、自然的、社会的な条件は、重点区域としての基準は満たしているものと考えている。

【蒲郡市530推進協議会】

蒲郡市では環境教育に力を入れている。市内の小中学生は、必ず、海又は陸の清掃活動をすることになっており、これからも徹底してやっていきたい。

市内では、西浦地区以外にも、竹島や三河大島でかなりごみが多く、課題と考えている。

地元をきれいにする働きかけを強くやっていきたいと考えており、学校に対して申し入れている。

重点区域として検討していくことも踏まえ、西浦地区は引き続き徹底的にやっ
ていきたい。

【事務局】

今後、蒲郡市、蒲郡市530推進協議会始め関係者と重点区域への設定に向け
て、前向きに検討することとする。

環境教育に関しては、DVDやパンフレットなどの啓発資材を作成している。地
元の子どもが利用できるものもあり、要望があれば用意する。

【千葉委員】

マイクロプラスチック対策は、一次マイクロプラスチックと二次マイクロプラ
スチックに分けて考えていかなければならない。二次マイクロプラスチックはプラ
スチックごみ発生抑制で対策できるが、一次マイクロプラスチックはそれ自体
の発生抑制が必要である。そのため、プラスチックごみの発生抑制のみでは不
十分と考える。

計画改定案 82 ページ、効果的な発生抑制に関して、愛知県では人工ごみの1
から2割が漁業系である。発泡スチロールなどの漁業系のごみも海岸漂着物の要
因と位置づける必要があるのではないかと。

岐阜県、三重県との広域的な取組を進めていると思うが、広域連携における貢
献として、愛知県の海岸漂着物の状況を可視化して岐阜県の住民に見せる取組を
進めてはどうか。

【事務局】

漁業系のごみについては、愛知県の状況等を踏まえ、記載を検討していく。

広域連携については、現行計画 86 ページに記載があるが、現在、岐阜県、三
重県との広域的な検討が進めている。可視化に関しては、愛知県では、海岸漂着
物環境学習プログラムとして、内陸部でも使える絵本などの啓発資材を作成して
いる。これらの状況を踏まえ関係部分の記載内容を検討する。

【青木座長】

海岸漂着物の量などのデータについて、更新という形ではなく、過去のデータ
を残して、これまでの推移が分かるようにしてほしい。

【事務局】

計画に掲載する海岸漂着物の状況については、現行計画策定時の調査結果など
の掲載し漂着物の状況の推移が分かるようにする。

(2) その他

資料2により、事務局から令和3年度海岸漂着ごみ組成調査結果の速報について
説明した。

<質疑応答>

【青木座長】

調査の範囲は計画改定の現況調査と同じく 10m×10mか。

【事務局】

組成調査では、海岸線方向に 50m、海岸線に垂直方向には海岸線から汀線までであり、計画改定の現況調査よりも範囲が広い。

【青木座長】

同じ場所で行っているのか。

【事務局】

今年度の組成調査は昨年度と同じ場所で行った。

【青木座長】

形原地区は漂着物の量が少ないようである。調査時期を検討してほしい。

【事務局】

調査は、事前にヒアリングで把握した清掃活動から時期を空けて計画したが、平時からの住民による清掃活動も活発であり、今回の結果になったと考えている。この地区は海岸漂着物が多いと思われるため、調査日程などを検討していきたい。

【青木座長】

調査項目にマイクロプラスチックを加えることはできるか。

【事務局】

調査は国の予算で国のマニュアルに従って行っているため、予算の都合で難しいと考えている。

【千葉委員】

定期的な調査は重要である。長期間、10年くらいはやらないと傾向は分からないものである。時期は秋から冬に行われているが、今後はどうするのか。

【事務局】

しばらくは秋から冬にかけての調査と考えている。

夏は大雨や台風が懸念され、環境省のガイドラインではそれらのあとは避けることとされている。そのため気候が安定している秋から冬に調査を行っている。

調査は今年度でまだ2回目だが、データが集まってきたら、調査時期の検討も行っていきたい。

【千葉委員】

調査地点の3地点は、海岸の向きがすべて異なっている。時期や風向きで漂着物の傾向は変わるため、これらも考慮して、時期を増やすなどの検討を行ってほしい。

【事務局】

今後検討する。

【青木座長】

調査地点はこの3地点をずっと行っていくのか。

【事務局】

伊勢湾、三河湾、遠州灘での調査は続けていきたいが、調査地点は必ずしも固定すると決めているわけではない。